



8月26日(日)

2012年(平成24年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1  
〒100-8051 電話(03)3212-0321  
毎日新聞東京本社

# 髄液減少新基準で認定

## 横浜地裁 画像判定を採用

### 交通事故訴訟

交通事故で脳脊髄液減少症を発症したかが争点となった訴訟で、横浜地裁(森義之裁判長)が7月、国の研究班が昨年作った新しい診断基準に沿って「減少症の疑いが相当程度ある」という指摘した上で、加害者に2301万2千円の賠償を命じる判決を言い渡していることが分かった。新基準に照らした患者の勝訴判決が明らかになったのは初。これまで認められにくかった後遺症も認定した。加害者側は控訴したという。減少症の訴訟で患者側の勝訴は極めてまれで、新基準で流れが変わるのか注目される。(2面に関連記事)

とに、どんな画像なら統一基準と認められれば髄液の漏れといえる。それまでは「事故のかを示し、医学界の」で髄液が漏れがどのくらいあるのか。どう診断すべきか」を巡る医学論争の中、国内外で三つの異なる診断基準が公表されていた。

判決によると、事故は05年に神奈川県内で発生。男性(29)は自転車で乗用車と衝突し、一時気を失った。検査で異常はなく、「脳」など「頸椎捻挫」と診断された。翌月に5回のブラッドパッチを受け、翌年に髄液の漏れを止める「ブラッドパッチ」と呼ばれる治療を受け、症状はなくなった。だが再び悪化した。典型的な症状の「頭を上げて」と悪化する頭痛

とに、どんな画像なら統一基準と認められれば髄液の漏れといえる。それまでは「事故のかを示し、医学界の」で髄液が漏れがどのくらいあるのか。どう診断すべきか」を巡る医学論争の中、国内外で三つの異なる診断基準が公表されていた。

判決によると、事故は05年に神奈川県内で発生。男性(29)は自転車で乗用車と衝突し、一時気を失った。検査で異常はなく、「脳」など「頸椎捻挫」と診断された。翌月に5回のブラッドパッチを受け、翌年に髄液の漏れを止める「ブラッドパッチ」と呼ばれる治療を受け、症状はなくなった。だが再び悪化した。典型的な症状の「頭を上げて」と悪化する頭痛

とに、どんな画像なら統一基準と認められれば髄液の漏れといえる。それまでは「事故のかを示し、医学界の」で髄液が漏れがどのくらいあるのか。どう診断すべきか」を巡る医学論争の中、国内外で三つの異なる診断基準が公表されていた。

判決によると、事故は05年に神奈川県内で発生。男性(29)は自転車で乗用車と衝突し、一時気を失った。検査で異常はなく、「脳」など「頸椎捻挫」と診断された。翌月に5回のブラッドパッチを受け、翌年に髄液の漏れを止める「ブラッドパッチ」と呼ばれる治療を受け、症状はなくなった。だが再び悪化した。典型的な症状の「頭を上げて」と悪化する頭痛

とに、どんな画像なら統一基準と認められれば髄液の漏れといえる。それまでは「事故のかを示し、医学界の」で髄液が漏れがどのくらいあるのか。どう診断すべきか」を巡る医学論争の中、国内外で三つの異なる診断基準が公表されていた。

判決によると、事故は05年に神奈川県内で発生。男性(29)は自転車で乗用車と衝突し、一時気を失った。検査で異常はなく、「脳」など「頸椎捻挫」と診断された。翌月に5回のブラッドパッチを受け、翌年に髄液の漏れを止める「ブラッドパッチ」と呼ばれる治療を受け、症状はなくなった。だが再び悪化した。典型的な症状の「頭を上げて」と悪化する頭痛

脳脊髄液減少症を巡る主な動き

00年	交通事故で発症すると主張する医師が現れる
05年5月	事故の補償を巡る患者と損害業界との訴訟多発が表面化
9月	事故との因果関係を認める初の民事判決(2月)が明らかに
06年1月	2例目の患者勝訴判決
3月	厚生労働相が研究費補助を表明
10月	日本脳神経外科学会がシンポジウムで議論
07年2月	東京地裁が医師を招き勉強会
	1例目の患者勝訴判決が福岡高裁で逆転敗訴
3月	三つの診断基準で混乱する中、国の研究班がスタート
11年5月	研究班が「事故での発症はまれでない」と中間報告
7月	大阪高裁判決が国際頭痛学会基準を「厳し過ぎる」と批判
10月	研究班が診断基準を発表。関係する学会が承認
12年5月	ブラッドパッチの先進医療を承認

があり、ブラッドパッチで一定の効果があつたことに加え、新基準が診断の参考と認める検査画像が複数あつたことから、「確定的に認めることまではできないが、疑いが相当程度ある」と結論付けた。さらに、後遺症との因果関係は「減少症による可能性が相当程度ある」と指摘。また、事故前に症状がなかったことから、減少症でないとしても「事故によるもの」と認められるとした。程度は、自賠責法で定める9級

10号(神経系統の機能に障害を残し、服することが出来る労務が相当な程度に制限)と判断した。【渡辺 暖】